

【介護分】事業概要

○ 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業

(1) 対象事業所

本事業の対象は、以下のいずれかに該当する介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）とする。

- ① 表1に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の実施について」（令和7年12月25日付け老発1225第3号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 実施要綱」（以下「介護分の国実施要綱」という。）6（1）の要件を満たすもの
 - ② 表2に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、介護分の国実施要綱6（2）の要件を満たすもの
 - ③ 表3に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、介護分の国実施要綱6（3）の要件を満たすもの
- ※ 本事業が人材流出を防ぐための緊急的対応としての支援であることを踏まえ、基準月は令和7年12月とし、原則、令和7年12月におけるサービス提供による報酬額から、6月分の補助額を算出することとする。
- ※ 以下の介護サービス事業所等は本補助金の対象外とする。
- ・ 令和8年4月以降に新規開設された介護サービス事業所等
 - ・ 介護分の国実施要綱8（1）の計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている介護サービス事業所等
 - ・ 表4に掲げる居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売
- ※ 介護予防・日常生活支援総合事業については、第一号訪問事業及び第一号通所事業（従前相当サービス（市町村（特別区を含む。以下同じ。）が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の6第1号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）及びサービス・活動A（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の6第2号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）のうち、市町村において介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）に相当する加算が設けられている場合に限る。）並びに第一号介護予防支援事業を本事業の対象とする。

(2) 対象者

本事業の対象者は、以下のとおりとする。

- ① 介護分の国実施要綱6（1）①、6（2）①又は6（3）の要件を満たす介護サービス事業所等について、当該要件を満たした場合に設定された交付率に基づき算出される補助額については、当該介護サービス事業所等に勤務する介護従事者を対象とする。

② 介護分の国実施要綱 6 (1) ②又は③若しくは (2) ②又は③の要件を満たす介護サービス事業所等について、当該要件を満たした場合に設定された交付率に基づき算出される補助額については、当該介護サービス事業所等に勤務する介護職員（ただし、当該介護サービス事業所等において、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能。）を対象とする。

(3) **補助金の要件**

介護分の国実施要綱 6 のとおりとする。

(4) **補助対象経費**

介護分の国実施要綱 7 のとおりとする。

(5) **交付額**

介護サービス事業所等に対する補助額は、以下の式により被保険者ごとの補助額を算出し、介護サービス事業所等ごとに補助額を合計することで確定することとする。

なお、被保険者ごとの補助額の算出に当たっては、1円未満の端数は切り捨てとする。

被保険者ごとの補助額 = 基準月の介護総報酬 × 交付率

※ 基準月の介護総報酬は、基準月の介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）に、1単位の単価を乗じたもの。

※ 交付率は、サービス類型及び6の補助金の要件別に6月分として設定された表1、表2及び表3に掲げる交付率とする。

※ 基準月は、原則、令和7年12月とする。

(6) **対象者数**

約500法人（推計）

(7) **交付スキーム**

ア 県は、介護サービス事業所等に対し、所管の広域振興局等を通じて、事業案内及び事業の申請開始を周知する。

※ 申請は、介護サービス事業所等を運営する法人（以下「各法人」という。）単位とする。
また、申請様式は県ホームページに掲載し、各法人においてダウンロードすることとする。

イ 各法人は、申請書等を県へ提出する。

ウ 県は、申請書等を審査の上、申請者である法人に対し、交付決定通知を発送する。

エ 各法人は、県に対して岩手県国民保険団体連合会（以下「国保連」という。）が算定した交付額を請求する。

オ 県は、国保連が算定した交付額を法人に対して支払う。

カ 各法人は、変更交付申請書等を県へ提出する。（国保連算出額に合わせた変更交付申請）

キ 県は、申請書等を審査の上、申請者である法人に対し、変更交付決定通知を発送する。

ク 各法人は、事業完了後、県に対し、実績報告書及び請求書を提出する。

ケ 県は、実績報告書及び請求書を審査し、各法人に対し、決定した交付額を法人に対して支払う。

(8) 交付スケジュール

実施期間	内容
令和8年2月20日 ～令和8年3月20日	法人からの申請書受付
令和8年2月下旬 ～令和8年4月下旬	申請書の審査、交付対象事業所リストの作成
令和8年4月中旬 ～令和8年5月中旬	県から交付決定通知の順次発送
令和8年4月下旬 ～令和8年6月中旬	県から交付額の順次支払い（前金払）
令和8年7月 ～令和8年11月	法人からの変更交付申請（国保連算出額）の受付・審査 県から変更交付決定通知の発送 法人からの実績報告書及び請求書受付・審査
令和8年9月 ～令和8年11月	県から変更交付額の支払い（精算払）

表1 介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）対象サービス（6（1）に該当するサービス）

1 サービス区分	交付率				
	2 ①+②+③ (うち賃金改善経費分)	3 ①+③ (うち賃金改善経費分)	4 ① (うち賃金改善経費分)	5 (参考) ②	6 (参考) ③
訪問介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
夜間対応型訪問介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
(介護予防) 訪問入浴介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
通所介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
地域密着型通所介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
(介護予防) 通所リハビリテーション	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、第一号訪問事業は訪問介護と、第一号通所事業は通所介護と同じとする。

注 短期利用型サービスも含む。

表2 介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）対象サービス（6（2）に該当するサービス）

1 サービス区分	交付率				
	2 ①+②+③ (うち賃金改善経費分)	3 ①+③ (うち賃金改善経費分)	4 ① (うち賃金改善経費分)	5 (参考) ②	6 (参考) ③
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
看護小規模多機能型居宅介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
介護福祉施設サービス	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
地域密着型介護老人福祉施設	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
(介護予防) 短期入所生活介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
介護保健施設サービス	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
介護医療院サービス	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
(介護予防) 短期入所療養介護（病院等・医療院）	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%

注 短期利用型サービスも含む。

表3 介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）対象サービス（6（3）に該当するサービス）

1 サービス区分	2 交付率 (うち賃金改善経費分)
(介護予防) 訪問看護	26.4% (21.6%)
(介護予防) 訪問リハビリテーション	26.4% (21.6%)
居宅介護支援、介護予防支援	26.4% (21.6%)

注 介護予防・日常生活支援総合事業による第一号介護予防支援事業を行う事業所は、居宅介護支援、介護予防支援と同じとする。

表4 介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）非対象サービス

1 サービス区分	2 交付率
(介護予防) 福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、 (介護予防) 居宅療養管理指導	0%